



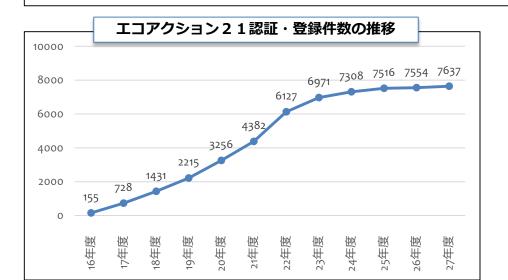
# エコアクション21ガイドライン改訂の 基本的あり方について (平成27年度検討結果)

平成28年3月 環境省 エコアクション 2 1 ガイドライン改訂作業部会

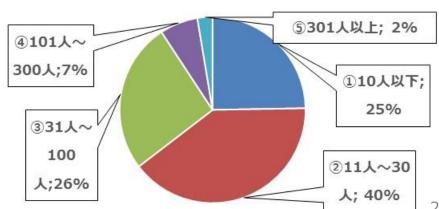
## エコアクション21の現状とガイドライン改訂の目的

- 環境省では平成8年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができ る | 簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定し、その普及を進めてきた。
- 平成16年には、グリーン購入の進展や大手事業者におけるサプライチェーンのグリーン化、環境報告の進展・普及、地方自治体等における 独自の環境マネジメントシステムに関する認証・登録制度の創設等に対応するため、エコアクション21の仕組みの見直しを行い、認証・ 登録制度に活用できるものへと改訂した。
- エコアクション21は、環境経営システム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に 取り組むことにより、中小事業者でも容易に自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポー トーとして取りまとめて公表できるように工夫されている。
- エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度は、平成16年の制度創設後、7,600を超える事業者を認証・登録し、特に認証取 得事業者の90%が従業員100人以下の事業者であり、我が国における主要な環境認証制度として、一定の社会的な地位を得るまでに発展し た。
- しかし、近年、新規に認証を取得する事業者が減少するとともに、認証を継続できずに返上する事業者が増加し、ここ数年、認証事業者数 が横ばいで推移している。
- このような状況を改善するとともに、近年の新たな社会的な動きに対応し、事業者の企業価値向上に、より貢献できるエコアクション21 にすること及び当該制度の信頼性をより高めるため、ガイドラインを全面的に改訂することとした。

(新たな社会的な動き及びそれに対応したガイドライン改訂の基本的な方向性については、次ページに取りまとめた)



## エコアクション21認証・登録事業者の規模別割合



# エコアクション21ガイドライン改訂の基本的な方向性

## 事業者を取り巻く状況・課題

## 改訂版ガイドラインによる事業者支援

### ■環境と経営の融合、環境管理の重要性の高まり

- ISO14001改訂、SDGs、ESG投資等(事業活動への統合、リ
- 資源(水・その他資源) 枯渇及び廃棄物管理問題への対応
- 化学物質管理・牛物多様件の保全
- 経営面(SC/VC含む)での環境関連リスク・機会 (物理的、信 頼性及び移行リスク)

### ■ co。削減の重要性アップ

- 日本: 2030年までに温室効果ガスを26%削減(2013年度 H.)
- 世界: グローバルサプライチェーン企業のco,重視
- 2050年までに先進国全体で温室効果ガスを80%削減(1990) 年度比)

# (第 2 2

第 3

章(環境経営

活動レポ 章 (

## ■ EA21における事業者への支援体制の問題

• 中央事務局・地域事務局・審査人の、事業者支援と いう視点からの力量・体制・役割・責任の明確化

## ■EA21取組のメリットの理解不足

- •環境分野でのメリットの理解不足
- 自社事業にとってのメリットの見えにくさ

## ■現行ガイドラインのレベル

- 多様な事業者が取り組みを実施
- 事業者自身の独力による理解が困難

## ■環境コミュニケーションの問題

- レポート作成の意義や作成方法に関する情報が十分に 提供・理解されていない
- レポートが十分に活用されていない
- CO2削減等の社会的ニーズに応えるデータ等が公開さ れていない

## ■環境と経営の融合、環境管理の重要性の高まり

- 本業と環境の融合を促進する要求事項等の改訂
- 機動的で経営と融合したチェックリスト等の改訂

## ■CO。削減への対応力向上

- ・EA21によるCO。削減を促す取組の強化 (データの精度・互換性の向上)
- 長期的な視点からのEA21取組によるメリットの打ち出し

### ■ EA21における事業者への支援体制の強化

- 事業者支援という視点での、中央事務局、地域事務局、 審査人の力量・体制・役割・責任・審査方法の見直し、 強化
- ブランドカの向上



事業者

## ■ EA21取組のメリットの理解促進

- 環境分野でのメリットや社会的責任(事業者の誇り)の 重要性の打ち出し
- ・経営にリンクしたメリットの打ち出し(例1:環境情報の コスト情報への変換等、例2:経営視点からの取組の スパイラルアップのためのT夫)
- 事業者のレベルに応じた審査・アドバイス

### ■現行ガイドラインのレベルの見直し

- 要求事項の適用の柔軟件の向上
- •審査人の支援による事業者の理解度向上
- EA21 CO<sub>2</sub>削減プログラム実証事業(通称: Eco-CRIP (エコクリップ)) の成果の活用

## ■環境コミュニケーションの促進

- レポート作成の意義や作成方法に関する情報提供・理解増進
- レポートの活用法の例示/レポートの形式に係る検討
- CO<sub>2</sub>排出等に係るデータベースの構築及び社会的ニーズに 応じた公開

EA21の普及の促進:事業者のための改訂版ガイドライン=

「第2章:事業者支援体制の見直し強化」、「第3章:事業者の取り組みやすさ向上」、「第4章:作成の支援と活用の促進」

# 改訂の方向性

# - ガイドライン改訂の主要なポイント -

# 1. 環境経営システムの要求事項(現行ガイドライン第3章)について

- ①これまでのエコアクション21の活動を振り返り、エコアクション21は事業者の環境活動の推進 (環境負荷の削減)と企業価値の向上に効果があることが確認された。
- ②また、エコアクション21認証取得事業者と非取得事業者の経営指標等における差異を第三者機関 に委託して調査し、認証取得事業者の方が概して高評価を得ていることが確認された。
- ③一方でエコアクション21は、認証・登録事業者数の伸び悩み(新規認証取得事業者の減少、認証 を継続できずに返上する事業者の増加等)という課題に直面している。
- ④このような課題を解決し、より多くの事業者にエコアクション21に取り組んでもらうとともに、より長く継続してもらうため、従来の要求事項を踏襲しつつ、「審査人の支援等により事業者の負担を軽減し、事業者がよりメリットを実感できるようエコアクション21に基づく活動の有効性を高める(例:経営とのリンク)」ことを、今回のガイドライン改訂の基本的な方向性とした。
- ⑤さらに、エコアクション 2 1 とISO14001:2015(改訂版ISO)との差異を調査し、EMSの確立 と環境パフォーマンス向上を重視したエコアクション 2 1 と、改訂版ISOの要求事項には著しい差 異がないことを確認するとともに、大手企業等の改訂版ISOの取組におけるバリューチェーン、サプライチェーンに対する管理強化の流れを踏まえ、エコアクション 2 1 では経営とのリンクをより 重視することとした。
- ⑥具体的なガイドライン改訂の方向性として、「事業者の活動習熟度に基づき、要求事項の柔軟性・ 実効性の向上」及び「事業者がよりサステナブルな経営に移行できるためのツールとしてのエコア クション21の活用」という点を中心に検討を行った。

# 工要な改訂点

# ガイドライン改訂の主要なポイント

# 1. 環境経営システムの要求事項(現行ガイドライン第3章)について

## ①様々な状況の事業者がエコアクション21に取り組むことができるよう、 エコアクション21の対象組織をこれまでの「全組織・全活動」から「原 則として全組織・全活動」とした。

- ②経営との融合性をより促進するため、これまで取組の一要素となっていたものを新たな要求事項として「本業を踏まえた環境への取組(エコアクション21に基づく環境経営)の有効性の評価(仮称)」として独立させた。
- ③同様に、「環境方針」を「環境経営方針」へ、「環境目標」を「環境経営目標」へ、「環境活動計画」を「環境経営計画」へと変更した。
- ④環境経営目標及び環境経営計画の策定について、その有効性を高めるため、 年次/大きな変更時の見直しを要求事項に追加するとともに、中期目標に ついては概ね「3~5年程度」と、その期間を明確にした。
- ⑤中小企業での取組の実効性を踏まえ、これまで環境目標の策定項目として いた「グリーン購入」は、推奨事項とした。

# 参考:新3章のイメージ図

## 全体の評価と見直し(Act)

14. 代表者による全体の評価と見直し・指示

環境経営全体の取組状況及びその有効性を評価し、必要な指示を実施

## 取組状況の確認及び評価(Check)

13. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

取組状況の確認、有効性の評価及び原因分析。必要に応じて改善案を作成

## 計画の策定 (Plan)

1. 取組の対象組織・活動の明確化 原則として全組織・全活動を対象

4. 環境への

負荷と環境

<del>への取組状</del>

2. 環境 経営方針の 策定

企業理念、 事業方針を 踏まえた環境 経営方針の 策定

3. 環境関連 法規等の 取りまとめ

異の把握及 環境関連法規 び評価 の整理・年次 見直し・ アクションの 明確化 原因を把握

5. 経営に資 する環境へ の取組の有 効性の評価

環境経営の 自己チェック 取組内容/活動 の手引きをもの本業におけ とに負荷及び る有効性を 整理・評価

## 6. 環境経営目標及び環境活動経営計画の策定

具体的な環境経営目標及び環境経営活動計画の策定

## 計画の実施(Do)

12. 環境関連文書及び記録の作成・管理

11. 環境上の緊急事態への準備及び対応

10. 実施及び運用

環境経営目標及び計画達成のための必要な取組の実施

## 7. 実施体制の構築

8. 教育・訓練の実施

環境経営の適切な実行を目的とした教育・訓練の実施

9. 環境コミュニケーションの実施

内部・外部(環境経営レポート)コミュニケーション

6

# 改訂の方向性

- ガイドライン改訂の主要なポイント -

# 2. 環境活動レポート(現行ガイドライン第4章)について

- ①エコアクション21の大きな特徴の一つである環境活動レポートの作成 及び公表は、事業者の環境への取組の推進、社会とのコミュニケーショ ンの推進等の観点から、極めて有益であり、様々な形でその活用をより 推進していくことを改訂の基本的方向性とした。
- ②エコアクション21に取り組んだ事業者の成果、特にCO<sub>2</sub>削減量を制度全体で把握集計し、その結果を事業者の経営に活用する情報としてフィードバックするとともに、エコアクション21の活動結果を通じ、事業者と情報利用者(例:顧客・行政機関等)及び社会とのコミュニケーションをより促進・深化させるという点で現行版の改訂を実施することとした。

# 要

# - ガイドライン改訂の主要なポイント -

# 2. 環境活動レポート(現行ガイドライン第4章)について

# な 改 訂 点

- 経営とのリンクをより強化する観点から、「環境活動レポート」を「環境経営レポート」へ 変更した。
- ガイドラインにおいて、環境コミュニケーションによる事業者内外でのメリット、経営との リンクの強化(例:コスト削減、ブランドカ向上)を明記することとした。
- レポートの記載事項は原則として現行版と同様とした。但し、「COっ総排出量の記載」を必須 と明記した。
- レポートの活用をより促進する観点から、独立した環境経営レポートを作成しない場合であっ ても、レポートの記載項目が網羅されていれば、会社案内・パンフレット等の他の媒体との統 合をしてもよいこととした。
- より良いレポートの作成及び活用を推進する観点から、中央事務局が「環境経営レポート作成 マニュアル(仮称)」を作成することとした。
- エコアクション21の取組成果の活用という観点から、エネルギー消費量等の環境データを把 握・報告(データの把握提供は事業者、中央事務局への報告は審査人が行う)すること、中央 事務局が提供された環境データ(CO<sub>2</sub>排出量、削減量等)を取りまとめ、事業者に「経営に資 する情報」として提供するとともに、エコアクション21全体による環境負荷削減状況に関す る情報を広く社会に公開することを、新たな仕組みとして構築することとした。
- エコアクション21の取組の効果等をより適切に把握、測定するために、自己チェックリスト を見直すとともに、コスト情報記入欄を追加することとした。

# 参考:新4章のイメージ図



EA21: エコアクション21 VC: バリューチェーン

# メリット

例

## 対外的メリット

- •信用付与
- ブランドカ向上
- 自社の認知度向上
- 取引機会の増加
- •コミュニケーション 機会の増加

### 社内におけるメリット

- 従業員や従業員家族と のエコアクションの取 組の共有
- 自身のEA21の取組の見 直し
- コスト削減機会の発見
- 管理業務の効率化



レポート PDF/紙

事業者 ウェブサイト等

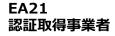
(内部コミュニケーション)











従業員 家族等

## 公開•情報提供

# メリット

経営に資する 情報提供 例

・ベンチマーク

月別データ

## 審査人による報告





審査報告書等(21文書記録を含む)







# 改訂の方向

性

# - ガイドライン改訂の主要なポイント -

# 3. 認証・登録制度(現行ガイドライン第2章)について

①社会からより信頼されるエコアクション21認証・登録制度とするため、 認証・登録制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・審査人等の各主体 の役割・要件・権限・責任等をより明確化し、制度全体を見直すこととし た。

# ②中央事務局を核とした制度の運営体制を整備するとともに、環境省による中央事務局の要件適合確認の内容、環境省への報告事項等を明確化することとした。

- ③認証・登録制度のあり方の検討にあたっては、現中央事務局である一般財団法人持続性推進機構が取りまとめた「エコアクション21認証・登録制度の改革について(平成25年度 エコアクション21認証・登録制度の改革推進のためのワーキンググループ検討結果取りまとめ)」を参考にしつつ、広く関係者へのヒアリングを実施した。
- ④今般のガイドライン改訂にあたり、今後のエコアクション21認証・登録制度の運営のために有益と考えられることについて「エコアクション21ガイドライン改訂における制度運営に関する提言」として、別途取りまとめを行った。

# - ガイドライン改訂の主要なポイント -

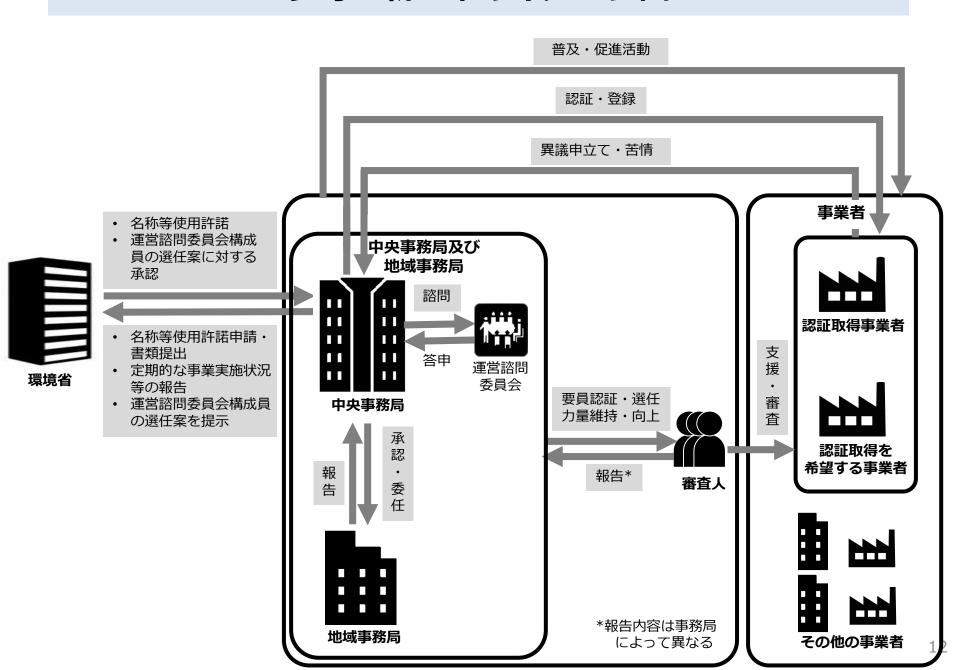
# 3. 認証・登録制度(現行ガイドライン第2章)について

# 主要な改訂

点

- ① 中央事務局の役割・権限・責任等を明確化するとともに、中央事務局に対する監査 内容、環境省の承認事項、報告事項等を記載することとした。
- ② 中央事務局は、運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録を行い、中央事務局の 業務の一部を地域事務局に「委任」することとした。
- ③ 中央事務局は、力量等に応じた審査人の要員認証・登録を行い、審査人は、中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣されることとした。
- ④ 認証・登録料及び審査費用の収受は、中央事務局が行うこととした。
- **⑤ 制度運営に関する細則については、中央事務局が規程等により定めることとした。**
- ⑥ エコアクション21ロゴマークの商標権は環境省が保有し、その使用にあたっての 規程は中央事務局が定めることとした。
- ⑦ 事業者の環境経営に資するために、審査人は審査だけでなく支援も行う位置づけとした。この点で、現行の「審査人」という名称を「支援・審査員」に変更することを検討することとした。

# 参考:新2章のイメージ図



# 参考:平成27年度 改訂委員会組織図

# エコアクション21 ガイドライン改訂検討に 関する作業部会

## <u>座長:</u>

·八木 裕之(国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

## <u>委員:</u>

- · 倉阪 秀史(国立大学法人千葉大学大学院人文社会科学研究科教授)
- ·後藤 敏彦(環境監査研究会代表幹事)
- · 齋藤 弘憲(公益社団法人経済同友会政策調査部部長)
- ·平井 一之(一般社団法人静岡県環境資源協会 専務理事)
- ・古田 清人(キヤノン株式会社環境統括センター所長)
- ・森下 研 (一般財団法人持続性推進機構専務理事、EA21中央事務局事務局長)

# 制度運営関連事項 分科会

# 情報開示関連事項 分科会

## <u>座長:</u>

・倉阪 秀史

(国立大学法人 千葉大学大学院 人文社会科学研究科 教授)

## 委員:

- ・河合 直樹(特定非営利活動法人環境ネットやまがた副代表)
- 佐藤 泉(佐藤泉法律事務所 弁護士)
- ・藤間 一郎(国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター物理計測標準研究部門副研究部門長)
- ・森下 研(一般財団法人 持続性推進機構 専務理事、 EA21中央事務局 事務局長)

### 座長:

・後藤 敏彦

(環境監査研究会代表幹事、サステナビリティ日本フォーラム代表理事)

## <u>委員:</u>

- ・魚住 隆太(魚住サステナビリティ研究所代表)
- ・竹ケ原 啓介(株式会社日本政策投資銀行環境・CSR部長)
- ・森下 研(一般財団法人持続性推進機構専務理事、 EA21中央事務局事務局長)
- ・矢内 紘之(株式会社帝国データバンク企総部企画課 課長補佐、日本証券アナリスト協会検定会員)

# 参考: 今後の対応(環境省案)

- 今回の改訂骨子を基礎に、新ガイドライン改訂作業を引き続き進める
- 平成28年12月末を目処に、新ガイドライン案をとりまとめる
- パブリックコメントを経て、平成29年度中の発行を目指す
- エコアクション21の普及促進を支援していただける企業や団体との新た な連携手法の検討を実証的に実施する

環境省総合環境政策局環境経済課課長 奥山祐矢 課長補佐 齋藤英亜 永宮卓也